

(電気を熱源とする器具)

第 20 条 電気を熱源とする器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 通電した状態でみだりに放置しないこと。
- (2) 安全装置は、みだりに取り外し、又はその器具に不適合なものと取り替えないこと。

2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第 17 条第 1 項第 1 号から第 7 号まで、第 9 号及び第 9 号の 2 の規定（器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあっては、同項第 2 号及び第 5 号から第 7 号までの規定に限る。）を準用する。

別表第 1（第 20 条関係）

種 類					離 隔 距 離（ c m）						
					入力	上方	側方	前方	後方	備考	
電気 温風 器	電気	不燃以外			2 k W以下	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：温風の吹き出し方向にあっては60 c mとする。	
		不燃			2 k W以下	0 注	0 注	— 注	0 注		
電気 調理 用機 器	電気	不燃 以外	電気こんろ、 電気レンジ、 電磁誘導加熱 式調理器 （こんろ形態 のものに限 る。）	こんろ部分の 全部又は一部 が電磁誘導加 熱式調理器で ないもの	4.8 k W以 下（1口当 たり2 k W を超え3 k W以下）	100	2	2	2	注1：機器本体上 方の側方又は後方 の離隔距離（こん ろ部分が電磁誘導 加熱式調理器でな い場合における発 熱体の外周からの 距離）を示す。	
						—	20 注1	—	20 注1		
						—	10 注2	—	10 注2		
					4.8 k W以 下（1口当 たり1 k W を超え2 k W以下）	100	2	2	2		注2：機器本体上 方の側方又は後方 の離隔距離（こん ろ部分が電磁誘導 加熱式調理器の場 合における発熱体 の外周からの距 離）を示す。
						—	15 注1	—	15 注1		
						—	10 注2	—	10 注2		
				4.8 k W以 下（1口当 たり1 k W 以下）	100	2	2	2			
					—	10 注1 注2	—	10 注1 注2			
				こんろ部分の 全部が電磁誘 導加熱式調理 器のもの	5.8 k W以 下（1口当 たり3.3 k W以下）	100	2	2	2		
						—	10 注2	—	10 注2		

		不燃	電気こんろ、 電気レンジ、 電磁誘導加熱 式調理器	こんろ部分の 全部又は一部 が電磁誘導加 熱式調理器で ないもの	4.8kW以下 （1口当 たり3kW 以下）	80	0	—	0	
						—	注1 注2	—	注1 注2	
			（こんろ形態 のものに限 る。）	こんろ部分の 全部が電磁誘 導加熱式調理 器のもの	5.8kW以下 （1口当 たり3.3kW 以下）	80	0	—	0	
						—	注2	—	注2	
電気 天火	電気	不燃 以外		2kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：排気口面にあ っては10cmとす る。	
		不燃		2kW以下	10	4.5 注	—	4.5 注		
電子 レン ジ	電気	不燃 以外	電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：排気口面にあ っては10cmとす る。	
		不燃	電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5 注	—	4.5 注		
電気 スト ーブ	電気	不燃 以外	前方放射型 （壁取付式及び天井取付式 のものを除く。）	2kW以下	100	30	100	4.5		
			全周放射型 （壁取付式及び天井取付式 のものを除く。）	2kW以下	100	100	100	100		
			自然対流型 （壁取付式及び天井取付式 のものを除く。）	2kW以下	100	4.5	4.5	4.5		
		不燃	前方放射型 （壁取付式及び天井取付式 のものを除く。）	2kW以下	80	15	—	4.5		
			全周放射型 （壁取付式及び天井取付式 のものを除く。）	2kW以下	80	80	—	80		
			自然対流型 （壁取付式及び天井取付式 のものを除く。）	2kW以下	80	0	—	0		

電気 乾燥 器	電気	不燃 以外	食器乾燥器	1 k W以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		不燃	食器乾燥器	1 k W以下	0	0	—	0	
電気 乾燥 機	電気	不燃 以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、 食器洗い乾燥機	3 k W以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1：前面に排気 口を有する機器に あつては0 c mと する。 注2：排気口面に あつては4.5 c mと する。
		不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、 食器洗い乾燥機	3 k W以下	4.5 注1	0 注2	— 注2	0 注2	
電気 温水 器	電気	不燃 以外	温度過昇防止装置を有する もの	10 k W以下	4.5	0	0	0	
		不燃	温度過昇防止装置を有する もの	10 k W以下	0	0	—	0	

- 備考1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

【解釈及び運用】

1 第1項第1号

極めて一般的なことではあるが、電源を切り忘れ又は電源を切ったつもりが切れていなかった等による出火例が多いため規定したものである。また、タコ足配線やスルメ結束からの出火や、コンセント部分にほこりなどが堆積して発生するトラッキング現象により出火に至る例も多いので、注意する必要がある。

2 第1項第2号

温度制御装置、過熱防止装置等の重要性、精密性等を考慮し、みだりに修理したり、別の不適合品いわゆる特性の異なる部品等と取り替えてはならないことを規定したものである。

実際の例としては、電気こたつの温度制御装置を素人が改造し過熱出火した例、温度ヒューズの代わりに電流ヒューズや銅線を接続し、過熱防止できず出火した例が多いので、注意する必要がある。

3 第2項

電気を熱源とする器具について、第17条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2の規定を準用する旨を定めた規定である。